

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年5月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100165号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200004号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年12月13日の標準賞与額を44万6,000円、平成19年6月15日の標準賞与額を27万9,000円に訂正することが必要である。
平成18年12月13日及び平成19年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成18年12月13日及び平成19年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成15年9月
③ 平成15年12月
④ 平成16年6月
⑤ 平成16年10月
⑥ 平成16年12月
⑦ 平成17年6月
⑧ 平成17年10月
⑨ 平成17年12月
⑩ 平成18年6月
⑪ 平成18年10月
⑫ 平成18年12月
⑬ 平成19年6月
⑭ 平成19年10月
⑮ 平成19年12月

A社から支払われた請求期間①から⑮までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑮までについて、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑫及び⑬について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書によると、請求者は、A社から、平成18年12月13日に48万円、平成19年6月15日に30万円の賞与の支払を受け、当

該賞与から、平成 18 年 12 月 13 日は 44 万 6,000 円、平成 19 年 6 月 15 日は 27 万 9,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月 13 日は 44 万 6,000 円、平成 19 年 6 月 15 日は 27 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 13 日及び平成 19 年 6 月 15 日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑪、⑭及び⑮について、請求者及び当該事業所は、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない旨回答している。

また、請求者が、賞与の振込先として挙げた金融機関は、請求期間①から⑮までに係る預金取引状況は確認できない旨回答していることから、請求期間①から⑪、⑭及び⑮について、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は得られなかった。

さらに、請求期間⑭及び⑮について、請求者は、平成 20 年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書を提出していることから、同通知書において確認できる平成 19 年中の給与収入額及び社会保険料額について検証を行ったものの、請求期間⑭及び⑮に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①から⑪、⑭及び⑮の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①から⑪、⑭及び⑮について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100203 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2200005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 7 月 25 日から昭和 59 年 8 月まで

請求期間について、B 市にあった A 社に勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の請求期間当時の取締役かつ清算人（以下「清算人」という。）から提出された請求者の履歴書（昭和 56 年 7 月 31 日現在）の写し及び清算人の回答並びに請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、退職時期は特定できないものの、昭和 56 年 8 月頃から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、清算人は、「当該事業所は昭和 56 年 8 月 1 日に C を新規開店し、私がお店の店長をしていた。新規開店当時に請求者をアルバイトとして採用したが、請求者は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 7 月よりかなり前に辞めたと記憶している。」旨陳述している上、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 58 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本において、平成 24 年 12 月 31 日に解散し、平成 25 年 5 月 6 日に清算終了していることが確認できる上、請求期間当時の代表取締役は照会したものの、その親族が同人は高齢のため回答することができないとしており、清算人は、履歴書以外に請求者に係る関連資料は残っていない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、当該事業所における同僚への照会を希望しておらず、当該同僚から請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述を得ることができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の当該事業所に係る同保険の被保険者記録は確認できない上、請求者は、請求期間のうち昭和 58 年 10 月 29 日から昭和 59 年 8 月までの期間について、同社とは別の事業所で同保険に加入していることが確認できる。

その上、請求期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと

考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100200 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2200004 号

第 1 結論

昭和 52 年 9 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 9 月から昭和 56 年 3 月まで
家業に従事した昭和 52 年 9 月頃に母が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も母が納付書により毎月納付してくれていた。年金記録では、請求期間について保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が家業に従事した昭和 52 年 9 月頃に母が A 市役所で請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていたとしており、請求者の母も同様の陳述をしているが、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、A 市において、昭和 56 年 6 月頃に払い出されたものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 56 年 6 月頃に行われたと考えられ、請求者及び請求者の母の陳述と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 56 年 6 月の時点では、請求期間のうち昭和 52 年 9 月から昭和 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、請求期間のうち昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの期間については、過年度納付が可能であったが、オンライン記録と同様に、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付記録検索システムにおいても、請求者の請求期間に係る保険料は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、請求期間は、43 か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。